

神奈川県監査委員公表第12号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成26年 8 月 1 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 古 沢 時 衛  
 同 岩 本 一 夫

- 1 措置の対象となった監査の結果  
 平成26年 4 月28日（神奈川県公報 号外第30号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所 1 箇所
- 2 監査の結果及び講じた措置の内容  
 < 企業庁 >  
 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁箱根水道営業所	平成26年 3 月 4 日(平成25年12月18日及び同月19日職員調査)	( 不適切事項 ) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、空調設備保守点検委託業務の一部が不履行であるにもかかわらず、契約金額全額を支払っていた。 2 財産管理事務において、行政資産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可したため、使用料 1 件、7,000円を過大に徴収しているものがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、確認体制及び進行管理が不十分であったことによるものであり、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めた。契約不履行に伴う損害分については、平成26年 1 月20日に委託事業者から返納された。 2 財産管理事務については、財産管理関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めた。過大徴収分については平成26年 1 月20日に相手方に還付した。